

**東京都地方独立行政法人評価委員会**  
**令和4年度第5回公立大学分科会（書面開催） 議事概要**

**1 開催形式**

書面開催

**2 開催期間**

令和4年12月15日（木曜日）から令和4年12月22日（木曜日）まで

**3 出席者**

大野分科会長、梶間委員、杉谷委員、鈴木委員、村瀬委員、最上委員、山口委員  
（50音順）

**4 議事概要**

- （1）審議事項：東京都公立大学法人役員報酬基準の変更について  
委員全員から、審議内容に異議が無い旨、連絡があった。

**5 質問について**

別紙のとおり、委員からの質問及び事務局からの回答があった。

## 別紙 分科会委員からの質問及び事務局からの回答

### <質問1>

常勤と非常勤で適用日が異なっている（年度が1年ずれる）点について、補足説明をしていただけますでしょうか。（杉谷委員）

#### [質問1への回答]

常勤役員と非常勤役員で適用時期が異なる点について、基本的には現状（令和4年度）の社会情勢を踏まえた変更となるため、遡及適用することが望ましいですが、非常勤役員については日額制となるため遡及が難しいという事情がございます。加えて、都の非常勤職員における報酬改定の見直し時期が各年度4月1日と定められていることも踏まえまして、法人としても同時期に適用日を定めておるところです。

### <質問2>

今回の報酬改定については役員と同水準で一般職員（非常勤を含む）についても改定が行われるのでしょうか。（村瀬委員）

#### [質問2への回答]

法人教職員についても、役員報酬の改定と同水準（賞与0.1月分引上げ）の改定を行いました。

加えて東京都人事委員会勧告のうち例月給については、「初任層の引上げに重点を置き、若年層について引上げ改定」の勧告がありましたので、こちらを参考に、法人においても若年層の職員の職務給（例月支給される給与）について、令和4年4月1日に遡及して引上げの改定がされております。

### <質問3>

報酬の変更に当たり、地方独立行政法人法（以下「法」という。）の規定に基づき、下線部に該当するような、考慮した事項があるかお教えください。

（法第56条第1項において読み替えて準用する法第48条第3項の規定（読み替え後））

「前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績その

他の事情を考慮して定められなければならない。」（梶間委員）

### **【質問3への回答】**

法人の業務実績の役員報酬への反映については、法人の役員報酬規則にて、次のとおり規定しています（東京都公立大学法人役員報酬規則第5条第4項）。

「前項の年俸の額は、その者の業務実績に応じ、第2項の規定による年俸額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。」

この規定に基づき、各役員の報酬額を定めるに当たり、法人において、前年度の法人の業務実績評価結果を反映する仕組みを設けており、これにより地方独立行政法人法第48条の3に規定する「業務の実績を考慮して定められなければならない」という点に対応しております。